

## 授業料の減免

学業成績等が優れた者であって、経済的理由により修学に困難がある者に対して、授業料の減免をする制度があります。

### 対象者

- (1) 大学等における修学の支援に関する法律により、給付奨学金の第Ⅰ区分から第Ⅲ区分に該当する者。
- (2) 申請期限日前1年以内において、風水害等の重大な災害を受けたため、授業料の納入が経済的に困難であり、かつ、学生本人の学業成績等が優秀と認められる者。

### 申請方法

- (1) の者は、給付奨学金の区分の決定後、授業料減免申請書等を事務局に提出
- (2) の者は、災害を受けた後に授業料減免申請書等を事務局に提出